



風しんワクチン予防接種の 接種費用を一部助成

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

妊娠初期の女性が感染すると赤ちゃんに障害が
起こる「先天性風しん症候群」の発生を予防す
るため、接種費用の一部を助成します。

風しんの抗体価が低く、予防接種が必要と判定
された人で接種を希望する人は健康づくり課窓
口で手続きを行ってください。

○助成期間

4月1日～平成31年3月31日

○対象

風しん抗体検査の結果、予防接種が必要と判断
された町民で、①妊娠を予定、希望する女性②
妊娠をしている女性の同一世帯の人

○助成額

- ・風しん・麻しん混合ワクチン (MR)：5,000円
 - ・風しんワクチン：4,000円
- ※差額は自己負担となります。

○実施場所

指定医療機関 (申請時に説明)

○接種までの流れ

- ①東部保健所に抗体検査を申し込む
- ②抗体検査を医療機関で実施
- ③抗体検査の結果通知をもらう (抗体がある場
合は終了。無い場合は④へ)
- ④健康づくり課窓口へ結果通知と認め印を持参
し、予防接種の申し込みを行う
- ⑤医療機関を予約し、予防接種を受ける
- ⑥接種した医療機関で差額分の接種費用を支払う

○その他

女性は接種前1か月と接種後2か月は妊娠しな
いように注意してください。抗体がある人は接
種の必要はありません。県が助成している抗体
検査以外にも、自費、妊婦健康診査などで実施
した検査結果でも助成申し込み可能です。



平成31年4月1日採用 「函南町新規採用職員」

問合せ先／総務課 (979-8103)

○職種 (大学卒業以上)

- ・一般行政職…3名
- ・管理栄養士…1名
- ・保健師…3名

○職種 (短期大学卒業以上)

- ・幼稚園教諭・保育士…若干名

○条件

- ・平成2年4月2日以降生まれ (平成31年3
月末に卒業見込みを含む)
- ・管理栄養士、保健師はそれぞれの資格を有す
る、または平成31年3月資格取得見込み
- ・幼稚園教諭・保育士は両方の資格を有する、
または平成31年3月資格取得見込み

○申込期間

5月21日 (月)～6月11日 (月)
郵送は6月11日 (月) 消印有効

○試験日

- 1次試験：7月22日 (日)
- 2次試験：8月下旬
- 3次試験：9月下旬

○試験場所

函南町役場

○受験資格

日本国籍を有し、地方公務員法第16条の欠格
事項に該当しない人

○その他

- ・申込用紙は5月中旬から総務課で配布します。
申込用紙を郵便で請求する場合は、120円切
手付き返信用封筒 (角2、宛名明記) を同封
してください。住所：〒419-0192 函南町平
井717-13 函南町役場総務課宛
- ・幼稚園・保育士採用試験の専門試験は保育士で
実施します。ご不明な点はお問い合わせくださ
い。

静岡県後期高齢者医療制度の 保険料などが改定されます

問合せ先／住民課 (979-8111)

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料は2年ごとに見直され、平成30年度・平成31年度の新保険料率は、医療費の増加などを考慮して改定されました。

保険料の算定 (平成30年度・平成31年度)

- ・賦課限度額が引き上げられ、また、被保険者全員が負担する「均等割額」が引き上げられました。

1人あたりの年間保険料額：限度額 62万円 (57万円)		○所得割額は、前年中の所得金額を基に算出します。
① 均等割額 (加入者全員が負担) →	40,400円 (39,500円)	○年度途中で加入、喪失した場合は、月割で算出します。
② 所得割額 (所得に応じて負担) →	$(\text{前年の総所得金額} - \text{33万円 (基礎控除)}) \times 7.85\%$ (変更なし)	○年間保険料額は、①と②の合計額です。(限度額62万円)

※カッコ内は変更前

均等割の軽減対象所得基準額

- ・均等割保険料の「5割軽減」「2割軽減」について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減対象が拡大となり、軽減判定基準額が引き上げられました。

均等割額 軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象 所得合計額
9割	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない (変更なし)
8.5割	33万円以下 (変更なし)
5割	33万円+ (27.5万円×世帯の被保険者数) 以下 (33万円+ (27万円×世帯の被保険者数) 以下)
2割	33万円+ (50万円×世帯の被保険者数) 以下 (33万円+ (49万円×世帯の被保険者数) 以下)

※カッコ内は変更前

所得割の軽減の廃止

- ・平成29年度までは、基準所得金額 (被保険者本人の所得から33万円をひいたもの) が58万円以下の場合、所得割額が2割軽減 (収入が年金のみの場合、153万円以上211万円以下の人が該当) されていましたが、平成30年度から廃止になりました。

均等割の軽減が段階的に変更

- ・後期高齢者医療の対象となる前日に被用者保険の被扶養者だった人

見直し前	平成30年度	平成31年度
9割軽減	5割軽減	制度本来の軽減 (※)

※後期高齢者医療制度の対象となってから2年間は5割軽減

収入別の保険料額の例 (単身世帯で、年金収入のみの場合) (年額)

年金収入額	現役並み所得者 (383万円)	月額16.8万円 (201万円)	月額15万円 (180万円)	基礎年金受給者 (80万円以下)
平成30年度・平成31年度 保険料 (適用される軽減)	210,500円	70,000円 (均等割2割軽減)	41,300円 (均等割5割軽減)	4,000円 (均等割9割軽減)
上昇額 (前年比)	+900円	+8,300円	+4,600円	+100円